

外国雑誌センター館 人文・社会科学系資料収集方針

平成25年5月14日

改正 外国雑誌センター館会議

(目的)

第1条 この方針は「外国雑誌センター館資料収集方針」(平成13年7月3日外国雑誌センター館会議決定)(以下「収集方針」という。)第7条に基づき、人文・社会科学系外国雑誌センター館(以下「人文・社会科学系」という。)の資料収集に関し、特に必要な事項を定める。

(収集対象資料等)

第2条 収集方針第2条において収集する外国雑誌等の主題範囲及び収集対象資料は、次のとおりとする。

- 一 収集する主題の範囲は『日本十進分類法新訂9版』(1995)の4類、5類及び6類のうち農学系を除く人文・社会科学系分野全般とする。
- 二 収集方針第2条第2項第二号の収集対象等の詳細は以下のとおりとする。
 - (1) 電子ジャーナルパッケージ
 - (2) バックナンバーの購入も可とする。

(電子的資料の選定条件)

第3条 電子的資料の購入にあたっては、「外国雑誌センター館電子的資料収集に関する申し合わせ」(平成25年5月14日外国雑誌センター館会議決定)によるものとする。

(新規購入タイトルの調査ツール及び調査方法)

第4条 収集方針第5条第三号における調査ツール及び調査方法は以下のとおりとする。

一 調査ツール

Social Sciences Citation Index

Arts & Humanities Citation Index

Sociological Abstracts

Index to Legal Periodicals & Books

EconLit

ERIC

PsycINFO

- 二 NACSIS-ILL 統計による利用の多い未収集誌を選定する。
- 三 その他の調査等により人文・社会科学系で重要と判断される未収集誌を選定する。

(利用状況等のモニター期間)

第5条 収集方針第5条第一号(4)及び第6条第2項におけるモニター期間は10年とする。

ただし、想定される利用者数に比して利用が極端に少ないものや教育・研究には不用と思われるもの等については、モニター期間内であっても購入中止できるものとする。

(研究動向の把握)

第6条 収集方針第5条第一号(3)における研究動向の把握は次のとおりとする。

- 一 人文・社会科学系の学内関係者（学内の関連委員会及び関連講座等）からの情報収集
- 二 関連資料の調査による情報収集

附 則 この方針は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。